

新 旧 対 照 表

新	旧
高知県戦略的製品開発推進事業費補助金交付要綱 第1条 略 (定義) 第2条 (1)～(2) 略 <u>(3) 産業競争力強化法(平成25年法律第18号)第2条第24項に規定する中堅企業者(製品開発事業(イノベーション推進枠)のみ)</u> <u>2 この要綱において、「製品開発支援チーム」とは県内企業の製品・技術の開発について、企画から開発までの伴走支援をするため、公益財団法人高知県産業振興センター及び県の公設試験研究機関、その他個別課題への助言のための専門家により構成するチームをいう。</u> (補助の目的) 第3条 県は、県内に本社又は主たる事業所を有する事業者が行う、製品や技術<u>(対象となる製品・技術は日本標準産業分類における製造業分野(食品、生物、医薬品、ソフトウェア関連製造事業を除く)の製品・技術の開発や改良に関するものとする。)</u>の構想から企画立案、市場等の調査、試作開発、製品化(改良を含む)等の一連の開発(以下「補助事業」という。)に関して、必要となる費用の一部を助成することで、製品開発に挑戦する企業を増やすとともに、独自性の高い製品や技術、高付加価値な製品や技術等の開発を後押しし、県内企業の製品・技術開発の量的拡大及び質的向上を図る。 第4条～第8条 略	高知県戦略的製品開発推進事業費補助金交付要綱 第1条 略 (定義) 第2条 (1)～(2) 略 (補助の目的) 第3条 県は、県内に本社又は主たる事業所を有する事業者が行う、ものづくり分野(食品製造業を除く)における製品や技術の構想から企画立案、市場等の調査、試作開発、製品化(改良を含む)等の一連の開発(以下「補助事業」という。)に関して、必要となる費用の一部を助成することで、製品開発に挑戦する企業を増やすとともに、独自性の高い製品や技術、高付加価値な製品や技術等の開発を後押しし、県内企業の製品・技術開発の量的拡大及び質的向上を図る。 第4条～第8条 略

(補助事業の変更等)

第9条

(1) 略

(2) 補助対象経費の経費区分ごとに配分された額の20パーセントを上回る金額をそれぞれの区分間で流用しようとするとき。

(3)～(4) 略

2～5 略

第10条～第23条 略

附 則

1 この要綱は、令和6年5月31日から施行する。

2 この要綱は、令和10年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第11条第3項及び第14条から第21条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和7年4月8日から施行する。

(補助事業の変更等)

第9条

(1) 略

(2) 補助対象経費の経費区分ごとに配分された額の20パーセントを上回る変更をしようとするとき。

(3)～(4) 略

2～5 略

第10条～第23条 略

附 則

1 略

2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第11条第3項及び第14条から第21条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。

注1 製図構築費・製図企画費の確定を受けるためには、申請締切の1ヶ月前までに製図開発支援チームに相談すること。

特許第4000000号